申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

部課等名 農 業 委 員 会

番号 ′

許認可等の内容		特定農地貸付けの変更等の承認
根拠法令及び条項		特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令第4 条第1項
	関係条項	
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合は その理由)	1. 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令 第4条第1項の承認に当たっては、同法施行規則(平成元年 農水令第36号)第2条第1項各号以外に該当しないものに ついて審査する。 2. 審査に当たっては、特定農地貸付けに関する農地法等の特例 に関する法律第3条の審査基準を準用する。 3. 審査に当たって考慮する通達 (1) 平成元年9月11日農林水産事務次官通達「特定農地貸 付けに関する農地法等の特例に関する法律の施行につ いて」 記 第四 1 変更の承認
	参考事項	「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の施行について」(平成元年 9月11日農林水産事務次官通達)
	設定等年月日	平成15年10月1日設定(平成22年10月1日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合は その理由)	総日数27日 (休日は含まない。) 形式審査1日、実質審査11日、現地調査3日、農業委員会総会等付議10日、決裁手続2日、計27日 ただし、次の日数は、処理日数に算入しない。 (ア) 茅ヶ崎市の休日を定める条例(平成元年茅ヶ崎市条例第3号)第1条第1 号に規定する市の休日 (イ) 審査のために必要な書類、資料等を追加することになった場合に必要とする日数
	設定等年月日	平成15年10月1日設定(年月日最終変更)